

障がい児の発達支援の無償化について

【機能支援センター】

■無償化の内容

就学前の障がい児の発達支援について無償化とする。

⇒ 児童発達支援を行う事業の利用料を無償化

■対象者

・ 3歳児から5歳児のすべての子ども

(満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象)

※住民税非課税世帯に属する0歳時から2歳児の子どもは現行、既に無償化となっている。

■無償化の方法

対象保護者からの利用料の支払いがなくなる。

■無償化の時期

平成31年10月1日より

■無償化対象外の経費

食材料費や行事費、保育用品費などの実費分

■幼稚園、保育所又は認定こども園や認可外保育施設等を併用した場合の無償化

幼稚園、保育所又は認定こども園と発達支援の両方を利用する場合はともに無償化の対象とする。

認可外保育施設等と児童発達支援を併用した場合も無償化の対象となるが、上限額がある。

■無償化の財源

幼児教育の無償化に関しては、消費税の増税分を対象とするが、障がい児の発達支援に係る無償化については、消費税増税分を財源として実施するものではない。

■留意事項

本資料は、これまで国から示された資料等を基に作成されたものであり、今後無償化に関する法案(改正子ども・子育て支援法)の成立に伴い、変更がある場合がある。